

別添 1

総務庁承認 No. 19670

承認期限 平成7年12月31日まで

秘

労働省

平成7年 パートタイム労働者総合実態調査

(事業所票)

この調査票に記入された事項については、秘密を守り、他に洩らすことはもちろん、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

事業所の名称・所在地							記入者氏名		
							電話番号	()	内線
							主な事業の内容		

(記入上の注意)

- 裏面の記入要領を参照して記入してください。
- 特に断りのない限り、平成7年10月1日現在の状況について記入してください。
- ※印は記入しないでください。
- 調査票の記入は青か黒のペン又はボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。
- 回答欄が空欄のものは該当事項、該当数字を記入してください。
- 数字を記入する場合は、右詰で1マスに1字記入してください。
(記入例

4	9
---	---

 人)
- 記入の終わりました調査票は、統計調査員に提出してください。

〔常用労働者数について記入してください。〕

事業所全体の常用労働者数	千	人								
5	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>					<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				

企業全体の常用労働者規模 (本社・支社・営業所等をあわせたもの)	1,000人以上	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	5人～29人	官公営
6	1	2	3	4	5	6	7

(注) 常用労働者とは、下記の(イ)又は(ロ)に該当する労働者のことです。

(イ) 期間を決めずに又は1カ月を超える期間を決めて雇われている者

(ロ) 日々雇われている者又は1カ月以内の期間を決めて雇われている者で前2か月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇入れられた者

なお、委任・請負又はそれに準じる関係にある者、及び労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、含まれません。

問1 10月1日現在で貴事業所と雇用関係のある全雇用労働者（正社員のほか、臨時、日雇、嘱託、学生アルバイト、出稼ぎ及び季節労働者等すべて含めてください。）の性、就業形態別の内訳を下記の区分により分類し、記入してください。該当する労働者がいない欄には、一番右に0を記入してください。（記入例

--	--	--	--	--

 人）

区 分			計	うち1週間の所定 労働時間が35時間 未満の労働者	うち学生アルバイ トとして雇用して いる労働者
合 計 ①(②+③+④)					
正 社 員	(1) 【正社員】 いわゆる正規型の労働者 短時間労働者の雇用管理の改善 等に関する法律（いわゆるパート タイム労働法）にいう通常の 労働者	② 計 7			正 社 員
		うち 女 子 9			
正 社 員 以 外 の 労 働 者	(2) 【パート】 短時間労働者 正社員以外の労働者でパート タイマー、アルバイト、準社員、 嘱託、臨時社員などの名称に係 らず、1週間の所定労働時間が 正社員よりも短い労働者	③ 計 11			パ ー ト
		うち 女 子 14			
正 社 員 以 外 の 労 働 者	(3) 【その他】 (1)及び(2)以外 正社員以外で(2)以外の者 (1週間の所定労働時間が正社 員と同じか長い者)	④ 計 17			そ の 他
		うち 女 子 20			
(3)のうち出稼・季節労働者 について記入してください			計 23		
			うち 女 子 24		

3 ページ以降
での労働者の区
分は上記の表示
によります

10月1日現在、正社員のみ雇用されている事業所はこれで質問は終わりです。
御協力ありがとうございました。

※（調査員記入（注）抽出労働者数が1人未満のときは切り上げてください。）

個人区分		対象労働者数	抽出率	抽出労働者数
1	(2)の③ 【パート】の抽出			
2	(3)の④ 【その他】の抽出			

問2 以降の設問については2ページの「正社員以外の労働者（以下「パート労働者」という。）
(2)「パート」、(3)「その他」に労働者数を記入された事業所が教えてください。

問2 職種別の労働者数(10月1日現在)を記入してください。職種は左ページの「職種分類表」を参照してください。

職 種	労働者の種類	10月1日現在の労働者数 計	
		(人)	うち女子 (人)
事 務	正 社 員 25		[]
	パート等		
	パート 27		[]
専 門 ・ 技 術	そ の 他 29		[]
	正 社 員 31		[]
	パート等		
販 売 ・ 営 業	パート 33		[]
	そ の 他 35		[]
	正 社 員 37		[]
サ ー ビ ス	パート等		
	パート 39		[]
	そ の 他 41		[]
技 能 工 ・ 生 産 工	正 社 員 43		[]
	パート等		
	パート 45		[]
運 搬 ・ 労 務	そ の 他 47		[]
	正 社 員 49		[]
	パート等		
そ の 他	パート 51		[]
	そ の 他 53		[]
	正 社 員 55		[]
そ の 他	パート等		
	パート 57		[]
	そ の 他 59		[]
そ の 他	正 社 員 61		[]
	パート等		
	パート 63		[]
そ の 他	そ の 他 65		[]

問3 就業規則で定められた正社員の最も多くの労働者に適用される1日当たりの所定労働時間数及び週当たりの所定労働日数はどうなっていますか。

(1) 1日当たりの所定労働時間数

67	68
----	----

(2) 週当たりの所定労働日数

(出勤日は1日に数えてください。)

69

(注) 1カ月など長い期間で定められている場合には、1サイクルの平均で「1日当たりの所定労働時間数」、「週当たりの所定労働日数」をそれぞれ算出してください。

問4以降の設問については、「その他」の労働者では、出稼・季節労働者を除外して回答してください。

問4 パート等労働者の雇用理由は次のうちどれですか。該当するすべての番号を○で囲んでください。

雇 用 理 由	パート	その他
業務が増加したから	01	01
学卒等一般の正社員の採用、確保が困難だから	02	02
人が集めやすいから	03	03
年末等一時的な繁忙に対処するため	04	04
1日の忙しい時間帯に対処するため	05	05
経験・知識・技能のある人を採用したいから	06	06
簡単な仕事内容だから	07	07
人件費が割安だから（労務コストの効率化）	08	08
仕事量が減ったときに雇用調整が容易だから	09	09
退職した女子正社員の再雇用に役立つから	10	10
定年社員の再雇用・勤務延長策として	11	11
そ の 他	12	12

70

71

問5 採用時における労働条件の明示についてお答えください。

(1) パート等労働者の採用時に労働条件を明示していますか。

明 示 方 法	パート	その他
主に口頭で説明している	1	1
主に雇入通知書等書面を交付している	2	2
主に就業規則を交付し労働契約を締結している	3	3
そ の 他	4	4
明示していない	5	5

72

73

→(2) 口頭又は書面により明示している内容は何ですか。該当するすべての番号を○で囲んでください。

明 示 内 容	パート	その他
雇用契約期間	1	1
勤務場所	2	2
仕事の内容	3	3
労働時間・勤務日	4	4
年次有給休暇	5	5
賃 金	6	6
割増賃金	7	7
退 職 金	8	8
賞 与	9	9

74

75

問6 パート等労働者の労働時間・勤務日を定めるとき、又は変更するときは本人の事情を考慮するようにしていますか。主なものを1つを○で囲んでください。

項 目	パ ー ト		そ の 他	
	労働時間	勤務日	労働時間	勤務日
考慮している				
個別に考慮して決めている	1	1	1	1
いくつかの労働時間・勤務日のパターンから選択できるようにしている	2	2	2	2
原則として一律に設定しているが、個人の事情により配慮する場合もある	3	3	3	3
本人の事情は考慮していない（会社の都合によって決めている）	4	4	4	4

76

77

78

79

問7 パート等労働者の雇用契約期間についてお答えください。

(1) パート等労働者の雇用契約期間

を決めていますか。

(2) 決めている場合雇用契約期間満了の予告を口頭又は書面で行っていますか。

① パート		30日前に行っている	1
決めている	1	30日前に行っていない	2
決めていない	2	個々の場合により異なる	3

80

② その他		30日前に行っている	1
決めている	1	30日前に行っていない	2
決めていない	2	個々の場合により異なる	3

82

問8 パート等労働者に適用される就業規則についてお答えください。

(1) パート等労働者には就業規則をどのように適用していますか。

適用状況	パート	その他
正社員の就業規則とは別に独立した専用の就業規則を適用している	1	1
正社員の就業規則に特別規定を追加して適用している	2	2
正社員の就業規則を準用している	3	3
パート等労働者の就業規則はない	4	4
就業規則はない	5	

84 85

→ (2)へ

→ 「パート」、「その他」がともに○の場合問9へ

→ 問9へ

(2) パート等労働者に適用される就業規則を作成・変更する際にパート等労働者の意見を聞いていますか。

項目	パート	その他
事業所のパート等労働者の過半数が加入している労働組合の意見を聞いている	1	1
事業所のパート等労働者の過半数を代表する者の意見を聞いている	2	2
パート等労働者の意見を聞いている（1、2を除く）	3	3
パート等労働者の意見は聞いていない	4	4

86 87

問9 パート等労働者の雇入時に所定労働時間を超えて又は所定労働日以外の日に勤務することの有無やその程度などをあらかじめ伝えていますか。

項目	パート	その他
雇入時にその有無及びその程度を伝えている	1	1
雇入時にその有無は伝えているが、その程度は伝えていない	2	2
雇入時に伝えることはないが、必要な日の何日か前に伝えている	3	3
特に事前に伝えることはない	4	4

88 89

問10 平成7年9月のパート等労働者についてお答えください。

(1) 所定労働日に所定労働（残業）を行ったパート等労働者はいましたか。

項目	パート	その他
所定外労働を行った労働者はいた	1	1
所定外労働を行った労働者はいなかった	2	2

90 91

(2) 所定労働日以外の日に勤務したパート等労働者はいましたか。

項目	パート	その他
勤務した労働者はいた	1	1
勤務した労働者はいなかった	2	2

92 93

問11 パート等労働者にどのように年次有給休暇を与えていますか。

項 目	パート	その他
正社員と同じ日数を付与している	1	1
出勤日数又は勤務時間に応じて（比例付与）している	2	2
そ の 他	3	3
与えていない	4	4

94 95

問12 パート等労働者の賃金（初任給）は何を考慮して決定していますか。該当する番号すべてを○で囲んでください。

項 目	パート	その他
地域の同じ職種のパートの賃金相場	1	1
同じ職種の正社員の賃金	2	2
地域・産業別最低賃金	3	3
経験年数に応じて	4	4
年齢に応じて	5	5
仕事の困難度に応じて	6	6
そ の 他	7	7

96 97

問13 パート等労働者の賃金の昇給は行っていますか。

行っている場合、該当する番号すべてを○で囲んでください。

項 目	パート	その他
行い つる て		
ベースアップ	1	1
定期昇給	2	2
そ の 他	3	3
行っていない	4	4

98 99

何を考慮して決定していますか。該当する番号すべてを○で囲んでください。

項 目	パート	その他
地域の同じ職種のパートの賃金相場	01	01
同じ職種の正社員の賃金	02	02
経験年数に応じて	03	03
年齢に応じて	04	04
仕事の困難度に応じて	05	05
物 価 上 昇	06	06
業 績	07	07
能力の伸長に応じて	08	08
地域・産業別最低賃金の改定	09	09
そ の 他	10	10

100 101

問14 就業形態の転換制度について

(1) パート等労働者から正社員への転換制度はありますか。

項 目	あ り	な し
102 パートから正社員へ	1	2
103 その他の労働者から正社員へ	1	2

(2) 正社員からパート等労働者への転換制度はありますか。

項 目	あ り	な し
104 正社員からパートへ	1	2
105 正社員からその他の労働者へ	1	2

問15 正社員・パート等労働者の処遇、賃金等は、どのようになっていますか。各項目ごとに実施している労働者すべての該当する番号を○で囲んでください。

項 目	正 社 員	パ ー ト	そ の 他	どの労働者にも実施していない
106 通勤手当	1	2	3	4
107 精勤手当	1	2	3	4
108 役職手当	1	2	3	4
109 家族手当	1	2	3	4
110 住宅手当	1	2	3	4
111 その他	1	2	3	4
112 定期昇給	1	2	3	4
113 ベースアップ	1	2	3	4
114 賞 与	1	2	3	4
115 昇進・昇給	1	2	3	4
116 退職金制度	1	2	3	4
117 配置転換	1	2	3	4
118 能力制度 職能資格制度	1	2	3	4
119 役職への登用	1	2	3	4
120 その他	1	2	3	4

問16 貴事業所における正社員・パート等労働者の福利厚生はどのように実施していますか。各項目ごとに実施している労働者すべての該当する番号を○で囲んでください。

項 目	正 社 員	パ ー ト	そ の 他	どの労働者にも実施していない
121 社内レクリエーション施設・行事の参加	1	2	3	4
122 社内クラブ・サークル活動(スポーツ、文化)の参加	1	2	3	4
123 会社の親睦会への加入	1	2	3	4
124 財産形成制度	1	2	3	4
125 慶弔見舞金	1	2	3	4
126 社員旅行	1	2	3	4
127 保養施設の利用	1	2	3	4
128 採用時健康診断	1	2	3	4
129 定期健康診断	1	2	3	4
130 託児施設	1	2	3	4
131 その他()	1	2	3	4

問17 貴事業所における正社員・パート等労働者の教育訓練は、どのように実施していますか。各項目ごとに実施している労働者すべての該当する番号を○で囲んでください。

項 目	正 社 員	パ ー ト	そ の 他	どの労働者にも実施していない
132 入社時導入教育	1	2	3	4
133 O A機器操作	1	2	3	4
134 接客教育	1	2	3	4
135 技能教育	1	2	3	4
136 簿記等事務処理教育	1	2	3	4
137 管理監督者教育	1	2	3	4
138 O J T	1	2	3	4
139 その他()	1	2	3	4

問18 短時間雇用管理者を選任していますか。

140 選任している	1
選任していない	2

——— これで質問は終わりです。ありがとうございました。 ———

別添 2

総務庁承認 No.	1 9 6 7 1
承認期限	平成7年12月31日まで

1	2	3	4
都道府県番号	事業所一連番	個人区分	個人番号

秘

労働省

平成7年 パートタイム労働者総合実態調査

(個人票)

I あなたとあなたの世帯のことについてお答えください。

問1 あなたの性、年齢についてお答えください。

(1) 性

男子	1
女子	2

(2) 年齢

満 歳

問2 配偶者（夫又は妻）はいますか。

いる	1
いない	2

(1) 配偶者は職業についていますか。

職業についている	1
職業についていない	2

(2) あなたの配偶者の年収はどのくらいですか。

年間収入（税込） 約 万円 （一万円未満切上げ）

問3 あなたの生活は主に何によっていますか。

主に自分の収入で暮らしている	1
主に配偶者の収入で暮らしている	2
主に親の収入で暮らしている	3
主に子供の収入で暮らしている	4
その他	5

（注） 家計に占める収入の割合が最も多い人で記入してください。

問4 あなたが卒業した最終学校、又は在学中の方はその学校の種類をそれぞれ○で囲んでください。

	中学・旧小学	高校・旧中学	短大・高専	大学・大学院
卒業した	1	2	3	4
在学中	1	2	3	4

（注） 専修学校は、左ページの授業時間によって「高校」又は「短大」に区分してください。

II 就労経験について

問5 あなたの就労経験についてお答えください。

(1) あなたが今の会社（現在の事業所）で働き始めてからどれくらいの期間になりますか（1か月未満は1か月と数えてください。）

年 か月

- (2) 今の会社、前の会社を問わずあなたがパート等として働いていた期間は、働き始めてからどのくらいの期間になりますか。（1か月未満は1か月と数えてください。）

16 年 17 か月

- (3) 今の会社、前の会社を問わずパート等として働き始めてから何回雇われましたか。

18 回（雇用契約期間を更新した場合は回数に含みません。また、正社員として雇用された会社は回数に含みません。）

- 問6 会社までの通勤時間は片道どれくらいかかりますか。（住込み及び自宅が事業所の場合は0分と記入してください。）

19 分

- 問7 雇用契約期間等についてお答えください。

- (1) 今の会社に雇用されたとき、雇用契約期間は決められていましたか。（口頭で伝えられた場合も含まれます。）

20

決められていた	1
決められていない	2

→ 契約期間はどのくらいでしたか。 21 か月
→ 問8へ

- (2) 今の会社でパート等として働き始めたとき、雇用契約期間終了後の更新についてはどう考えていましたか。

22

雇用契約期間終了後も更新して働きたいと考えていた	1
雇用契約期間終了後は更新したくないと考えていた	2
特に考えていなかった	3

- (3) 今の会社で契約を更新したことがありますか。（口頭で伝えられた場合も含まれます。）

23

あ る	1
な い	2

→ 何回更新しましたか。 24 回

- 問8 あなたの給与は、10月1日現在どのように決められていますか。該当する番号を1つ○で囲んで金額を記入してください。（複数の場合は金額の割合が高いものについて記入してください。）

25

時間給	1
日給	2
月給	3
歩合給	4
その他	5

→ 1時間 → 1日 → 1か月 → 1か月平均 → 1か月平均

				円
				円
				円
				円
				円

26

- 問9 あなたは現在、雇用保険・健康保険・厚生年金に加入していますか。（別の会社で加入している場合は「加入している」になります。）

項 目	加入している	加入していない
27 雇用保険	1	2
28 健康保険・厚生年金	1	2

問10 あなたの職種及び役職についてお答えください。

- (1) あなたの現在の職種は何ですか。左ページの「職種分類表」を参照して該当する職種番号を記入してください。該当のない場合又はわからない場合は右に仕事の内容を記入してください。

職種番号 ²⁹

--	--

該当のない場合又はわからない場合
仕事の内容 { }

- (2) あなたは現在何らかの役職についていますか。

³⁰

ついている	1
ついていない	2

→ どのような役職ですか。

³¹

部長、部長代理クラス	1
課長、課長代理クラス	2
係長クラス	3
主任クラス	4
班長、グループリーダークラス	5
そ の 他	6

Ⅲ 仕事についての考え方

問11 あなたが今の会社で働いている理由及びパート等を選んだ理由についてお答えください。

- (1) あなたが働いている理由は何ですか。次の中から該当する番号すべてを○で囲んでください。

³²

生活を維持するため	1
家計の足しにするため	2
資格・技能を活かすため	3
以前の就業経験を活かすため	4
生きがい・社会参加のため	5
余暇時間を利用するため	6
子供に手がかからなくなったから	7
そ の 他	8

- (2) パート等を選んだ理由は何ですか。次の中から該当する番号すべてを○で囲んでください。

³³

自分の都合よい時間（日）に働きたいから	01
勤務時間・日数を短くしたいから	02
賃金・待遇がよいから	03
仕事の内容に興味をもてたから	04
すぐ辞められるから	05
正社員として働ける会社がないから	06
家事・育児の事情で正社員として働けないから（08を除く）	07
病人・老人等の介護のため正社員として働けないから（07を除く）	08
体力的に正社員として働けないから	09
友人・知人がパート等で働いているから	10
そ の 他	11

問12 仕事についてどう考えていますか。

(1) あなたは今の会社や仕事に不満や不安がありますか。

34

あ	る	1
な	い	2

→ どのような不満や不安がありますか。該当する番号すべてを○で囲んでください。

35

雇用が不安定	01
賃金が安い	02
労働時間が希望にあわない	03
有給休暇がとりにくい	04
仕事がきつい	05
能力が活かせない	06
昇進機会が少ない	07
正社員になれない	08
教育訓練を受けられない	09
福利厚生が充実していない	10
人間関係がよくない	11
その他	12

(2) 今後、どのような仕事をしたいと思いますか。

36

単純・補助的な仕事でなく主要な仕事をしたい	1
教育訓練を受けるなどして、技術・技能、資格を生かした仕事がしたい	2
係長、主任・班長等もっと責任のある仕事がしたい	3
もう少し責任の軽い仕事をしたい	4
今と同じ仕事がしたい	5
わからない	6

(3) 今後仕事を続けたいと思いますか。

37

パート等で仕事を続けたい	1
正社員になりたい	2
自営業などを始めたい	3
仕事をやめたい	4
わからない	5

IV 労働条件等について

問13 あなたの今の会社の出勤日数、労働時間等についてお答えください。週によって違う場合は平均で記入してください。

(1) 1週間の出勤日数

38

週		日
---	--	---

(2) 1日の所定労働時間

1日 39

	時間	40		分
--	----	----	--	---

(3) 9月の出勤日数は何日でしたか（1時間でも出勤すれば1日とする）。

41

	日
--	---

(4) 9月の所定労働日に残業はありましたか。

42

あ	り	1
な	し	2
勤	めて	い
な	か	っ
た		3

→ 何時間しましたか。

43

	時間
--	----

(5) 9月中に所定労働日以外の日（休日出勤等）に出勤したことがありますか。

43

あった	1
なかった	2
勤めていなかった	3

→ 何日出勤しましたか。

--	--

 日

44

(6) 今年、夏季賞与（ボーナス）の支給はありましたか。

45

あった	1
なかった	2
勤めていなかった	3

→ 税込みでいくらでしたか。（千円未満切上げ）

約

--	--	--	--

 千円

46

問14 あなたは平成6年1月1日から12月31日までにパート等として働いていましたか。（2つ以上の会社で働いた場合はその合計になります。）

47

働いた	1
働かなかった	2

→ 年間賃金収入（税込）約

--	--	--

 万円（1万円未満切上げ）

48

問15 あなたの年収が所得税の非課税限度額の103万円を超えそうな場合どうしますか。

49

最初から年収が非課税限度額を超えないように計画的に働く	1
年収が非課税限度額を超えそうになったら休みを取るなどして調整する	2
年収が非課税限度額を超えることはない	3
年収が非課税限度額を超えても関係なく働く	4
特に考えていない（わからないなど）	5

問16 あなたは年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整しますか。

50

はい	1
いいえ	2
わからない	3

→ それはどの理由によるものですか。該当する番号すべてを○で囲んでください。

51

一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから	1
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	2
一定額を超えると配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で健康保険に加入しなければならないから	3
一定額を超えると雇用保険に加入しなければならないから	4
一定額を超えると配偶者の会社あなたが働いていることを知られてしまうから	5
その他	6

問17 あなたは労働組合に加入していますか。

52

加入している	1
加入していない	2

→

--	--

53

会社内にパート等の入れる組合がある	1
会社内にパート等の入れる組合がない（会社に組合がない場合も含みます）	2

— これで質問は終わりです。調査票は、同封の回収用封筒に入れ、封をして、担当の方にご提出ください。—

<事業所調査票>

記入要領

問1 (1)の正社員とは、この調査では、いわゆる正規型の労働者のことで、終身雇用的な長期勤続を前提としている常用労働者が該当します。

(2)及び(3)に属する労働者（以下本調査票では「パート等」という。）とは、(1)の正社員以外の労働者をいいます。(1)の正社員でない労働者は(2)又は(3)のいずれかに記入してください。

(2)のパート（以下本調査票では「パート」という。）とは、正社員以外の労働者で名称に係らず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者をいいます。

(3)のその他（以下本調査票では「その他」という）とは、正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者をいいます。

産前・産後休業、育児休業、介護休業を取得中の労働者について

労働者数について

産前・産後休業（出産休暇）、育児休業、介護休業を取得していて10月1日現在休んでいても、雇用契約があるものは、該当する欄の労働者数にいらしてください。

所定労働時間について

育児休業、介護休業を時間で取得した場合所定労働時間の変更となります。この場合、所定労働時間が35時間未満になった場合、該当する欄の「うち一週間の35時間未満の労働者」の数にいらしてください。

個人調査対象労働者抽出率表（抽出率表については「Ⅱ調査の概要 9事業所及び調査対象労働者数抽出率表」を参照してください。）

(注意) 1) 抽出率は、調査事業所の産業（調査票1ページに記入の産業大中分類）や常用労働者数によって異なりますから、間違いのないように注意してください。

2) 抽出率1/1の場合「パート」、「その他」全員が個人調査の対象となります。

3) 抽出の上限は20人です。

問2を答える際にご利用ください。

職種分類表

(注意) もし、完全に当てはまるものがないと思われるときは近いと思われるものを1つだけえらんでください。

職種	職 種 内 容
事務	一般事務従事者、レジ係、ワープロオペレーター、検針員、運輸事務員（出改札等の現業事務従事者）、郵便・通信事務員、会計・経理事務員、調査・企画事務員、倉庫管理、その他の事務従事者
専門・技術	機械・電気・化学技術者、プログラマー、建築・土木技術者、医師、薬剤師、保健婦、(准)看護婦、栄養士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、教員、記者、編集者、デザイナー、カメラマンなど
販売・営業	販売従事者（小売・卸売・飲食店）、販売外交員（セールスマン、銀行外務員）、保険外交員、小売店支配人（スーパー、ハンバーガーショップ店長など）、不動産仲介・売買取手、その他の販売従事者
サービス	家政婦、エレベーターガール、ピラ配り、モデル、コンパニオン、理容・美容師、ツアーコンダクター、キャディ、クリーニング職、レンタルショップ店員、調理人、遊戯施設係、接客員、アパート・ビルの管理人、寮母、その他のサービス職業従事者
技能工・生産工	採掘作業関係の仕事……………採鉱・採石・採掘作業者 窯業・土石製品製造関係の仕事……………窯業・土石製品製造業者（陶磁器・ガラス・レンガ・瓦・石工） 金属材料製造関係の仕事……………製鉄工、製鋼工、非鉄金属精錬工、圧延工、金属熱処理工など 化学製品製造関係の仕事……………化学工業製品製造工、石油精製工、医薬品製造工など 金属加工関係の仕事……………金属工作機械工、プレス工、金属溶接工、びょう打工、製かん工、板金工、めっき工、金属製品検査工など 一般機械、電気機器の組立……………一般機械組立工、電気機器組立工、一般機械・電気関係の仕事、修理関係の仕事……………修理工、一般機械・電気機器検査工、半導体製品製造工など

運搬・労務 その他	輸送機械の組立・修理関係の仕事……自動車組立工、自動車整備工、輸送機械組立・修理作業者など
	精密機器の組立・修理関係の仕事……精密機器組立・修理工（時計、工学機器、計器など）
	飲食品製造関係の仕事……パン・菓子製造工、缶詰食品製造工、水産物加工工など
	製糸・紡績関係の仕事……粗紡工、精紡工、染色工、織布工、編物工、合糸工など
	衣服・繊維製品製造関係の仕事……ミシン縫製工、その他の衣服、繊維製品製造作業者
	木・竹・草の製品製造関係の仕事……製材工、木船製造工、木工、指物職、家具職、建具職など
	パルプ・紙製品製造関係の仕事……パルプ工・製紙工、その他のパルプ・紙製品製造作業者
	印刷・製本関係の仕事……（ワープロオペレーターは事務）印刷・製本工、校正作業員、写植オペレーター
	ゴム・プラスチック製品製造関係の仕事……ゴム製品製造工、作業員、プラスチック製品製造工、作業員
	かわ製品製造関係の仕事……かわ製品製造工
	その他の技能工・生産工程作業……塗装工、図工、看板工、製図工、写図工、現図工、アニメーター、包装工
	定置機関、機械等の運転関係の仕事……汽かん工、ボイラーマン、起重機・巻上機運転工、建設機械運転工（ブルドーザー運転士など）
	電気工事関係の仕事……発電工、変電工、電線架線工、電気工事人、電信・電話機器据付及び保守工
	建設作業関係の仕事……配管工、鉛工、土木工事、道路工事作業員、土工、その他の建設作業員（大工、左官、れんが積み工、型枠大工、鳶職、タイル張り工、鉄道工事作業員などを含む）
	通信関係の仕事……郵便外務員、電話交換手、その他の通信従業者（無線、有線通信員など）
	運搬労務作業関係の仕事……運搬・倉庫作業員、（宅配便）配達員、新聞配達、販売配達員、荷造工
	その他の労務作業……清掃作業員、他に分類されない労務作業員（公園芝刈作業員、皿洗い等）その他
	管理的職業関係の仕事……事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制等、専ら経営体の全般又は課（課担当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう 例：本店・支店・工場等の部課長
	保安関係の仕事……守衛、警備員など
	農林漁業関係の仕事……農耕作業員、家畜飼育者、植木職、造園師、漁労船の船長・航海士・機関士・甲板員など
	運輸関係の仕事……タクシー運転手、バス・トラック運転手、その他の運輸従事者（船舶運転従事者、鉄道運転従事者、航空機運転従事者、漁労船を除く甲板員、船舶機関員などを含む）

問 5

- (2) 明示内容のうち「年次有給休暇」は付与の有無を明示している場合に○で囲んでください。
「退職金」、「賞与」の場合も、支給の有無を明示している場合に○で囲んでください。

問 8

- (1) 就業規則とは、事業所において、その労働者の労働者条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則をいいます。社規、工場規則、従業員規則等と称する場合があります。常時10人以上の労働者を雇用する事業所は、一定事項について使用者は作成することを義務付けられています。
- (2) パート等の労働者の過半数に達していないが、意見をきいている場合は「パート等の意見を聞いている（1、2を除く） 3 」になります。

問 14 就業形態の転換制度が就業規則や労働協約等の中に制度としてなくても、実態としてある場合には「あり」としてください。

問 17 「入社時導入教育」とは、新任の労働者の研修制度等を導入している場合をいいます。

「OJT」とは、オンザジョブ・トレーニングの略で、実際に仕事をしながら一定の技能を修得させる従業員の訓練法をいいます。

問 18 短時間雇用管理者とは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆるパート労働法）で規定されているもので、短時間労働者の雇用管理の改善等の管理を担当する者のことです。短時間労働者を10人以上雇用する事業所は、短時間雇用管理者を選任するように努めなくてはならないとされています。

<個人調査>

記入要領

問 4

いわゆる専修学校については次のように区分します。

イ の場合について

中学卒を入学資格とする就業年限3年以上（年間授業時数680時間～800時間以上）の高等専修学校卒業（在学中）の場合については「高校・旧中学」「2」に○をつけてください。

ロ 新高卒を入学資格とする就業年限2年以上（年間授業時数680時間）の専門学校卒業（在学中）の場合については、「短大・高専」「3」に○をつけてください。

ハ 中途退学の場合

その前の学校を記入してください。

問 5

(1) 二つ以上の企業（会社）に勤めている場合は、この調査票が統計調査員から渡された企業（会社）を今の会社としてお答えください。

今の会社に入ってから勤続期間が1ヵ月に満たない場合はたとえ1日でも1ヵ月に数えてください。以下の問も同様です。

(2) 今の会社で働き始めてからの期間だけでなく、過去にもパート等として別の会社で働いていた場合は通算して記入してください。

問 6

通勤時間は、往復で時間が異なる場合は長い方を記入してください。

問 7

雇用契約期間の明示方法が、書面または口頭のいかんにかかわらず何らかの方法で伝えられている場合には1に記入してください。

定められていない場合は問8へ進んでください。

問 8

月給などの金額を記入する場合、基本給のみを記入してください。

日給月給の場合には、「月給」の欄に記入してください。

「その他」の中には、年俸制などが入ります。

歩合給の場合は1ヵ月あたりの最低保障額を記入してください。年俸制の場合は、年間賃金を1/12で割った平均額を記入してください。

問 9

別の会社に参加とは、今の会社で働いていると同時に別の会社で働いて、そこで加入している場合をいいます。

問 13

(1)、(2)とも規則上定められているあなたの勤務日数、労働時間を記入してください。

(4)の残業について、自己都合による残業及びふりかえ残業は、ここでいう残業に含めません。

(6)の夏季賞与の支給について、支給額は手取り額ではなく、税込の総支給額を記入してください。

問 14

前年パート等として働いていた場合は、今の会社、別の会社を問わずそれぞれの賃金の1年間の合計額を記入してください。

前年パート等として働いていた期間が仮に1か月であっても記入してください。

問 10

職 業 分 類 表

(注意) もし、完全にあてはまるものがないと思われるときは、近いと思われるものを1つだけえらんでください。
また、いくつもの職種を兼務している場合は、従事する時間の最も長い職種を記入してください。

01	専門的・技能的職業関係の仕事 機械・電気・化学技術者、プログラマー、建築・土木技術者（大工は29）、医師、薬剤師、保健婦、 （准）看護婦、栄養士、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、カメラマンなど
02	管理的職業関係の仕事 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は 課（課担当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう 例：本店・支店・工場等の部長
03	事務関係の仕事 一般事務従事者、レジ係、キーパンチャー、ワープロオペレーター、集金人、検針員、運輸事務員（出改 札等の現業事務従事者）、会計・経理及び調査・企画事務員、倉庫管理など
04	販売関係の仕事 販売従事者（小売・卸売・飲食店）、販売外交員（セールスマン、銀行外務員）、保険外交員、小売店支 配人（スーパー店長など）、不動産仲介・売買人など
05	サービス関係の仕事 家政婦、コンパニオン、理容・美容師、ツアーコンダクター、キャディ、クリーニング職、店員、調理人、 遊戯施設係、接客員、アパート・ビルの管理人、寮母など
06	保安関係の仕事 守衛、警備員など
07	農林漁業関係の仕事 農耕作業者、家畜飼育者、植木職、造園師、漁労船の船長・航海士・機関士・甲板員など
08	運輸関係の仕事（建設機械運転員は27、配達員は30） タクシー運転手、バス・トラック運転手、船舶運転従事者、鉄道運転従事者、航空機運転従事者、漁労船 を除く甲板員、船舶機関員など
09	通信関係の仕事（郵便・通信事務員は03） 郵便外務員、電話交換手、その他の通信従業者（無線、有線通信員などを含む）
10	採掘作業関係の仕事 採鉱・採石・採掘作業者
11	窯業・土石製品製造関係の仕事 窯業・土石製品製造作業（陶磁器・ガラス・レンガ・かわら・セメント・石工などを含む）
12	金属材料製造関係の仕事 製鉄工、製鋼工、非鉄金属精錬工、鋳物工、鍛造工、圧延工、伸線工、金属熱処理工など
13	化学製品製造関係の仕事 化学工業製品製造工、石油精製工、医薬品製造工など
14	金属加工関係の仕事 金属工作機械工、プレス工、溶接工、鉄工、びょう打工、板金工、めっき工、金属製品検査工など
15	一般機械・電気機器の組立・修理関係の仕事 一般機械組立工、電気機器組立工及び修理工、一般機械・電気機器検査工、半導体製品製造工など
16	輸送機械の組立・修理関係の仕事 自動車組立工、自動車整備工、輸送機械組立・修理作業員など
17	精密機器の組立・修理関係の仕事 精密機器組立・修理工（時計、工学機器、計器など）
18	飲食料品製造関係の仕事 パン・菓子製造工、缶詰食品製造工、水産物加工工など
19	製糸・紡績関係の仕事 粗紡工、精紡工、染色工、織布工、編物工、合糸工など
20	衣服・繊維製品製造関係の仕事 ミシン縫製工、その他の衣服、繊維製品製造作業員
21	木・竹・草・つる製品製造関係の仕事 製材工、木船製造工、木工、指物職、家具職、建具職など
22	パルプ・紙製品製造関係の仕事 パルプ工・製紙工、その他のパルプ・紙製品製造作業員
23	印刷・製本関係の仕事（ワープロオペレーターは03） 印刷・製本工、校正作業員、写植オペレーターなど
24	ゴム・プラスチック製品製造関係の仕事 ゴム製品製造工、プラスチック製品製造工など
25	かわ製品製造関係の仕事 かわ製品製造工
26	その他の技能工・生産工程作業の仕事 塗装工、図工、看板工、製図工、写図工、現図工、アニメーター、包装工など
27	定置機関、機械などの運転関係の仕事 汽かん工、ボイラーマン、起重機・巻上機運転工、建設機械運転工など
28	電気工事関係の仕事 発電工、変電工、電線架線工、電気工事人、電信・電話機器据付及び保守工など
29	建設作業関係の仕事 配管工、土木工事、道路工事作業員、土工、大工、左官、型枠大工、彫職、タイル張り工など
30	運搬労務作業関係の仕事 運搬作業員、倉庫作業員、配達員、新聞配達、販売配達員、荷造工、宅配便配達員など
31	その他の労務作業関係の仕事 清掃作業員、他に分類されない労務作業員（公園芝刈作業員、皿洗い等）